

■ ご入社までの流れ

国外採用の場合

期間の目安: 4～6か月



日本国内採用の場合

期間の目安: 2～6か月



■ 登録支援機関に任せられること (イメージ図)

【貴社にご対応いただくこと】

- ✓ 求人条件のご提示
- ✓ 面接・採用のご判断
- ✓ 雇用契約の締結
- ✓ 住居のご用意
- ✓ 職場の受入れ体制づくり
- ✓ 給与の支払い・勤怠管理・社会保険等の加入
- ✓ 仕事の指導・安全管理
- ✓ 入管への各種届出(当組合がサポート)



〈当組合にお任せいただけること〉

- ✓ 候補者のご紹介
- ✓ 面接の日程調整
- ✓ 手続の支援
- ✓ 入国時の送迎
- ✓ 住居・生活に必要な契約の支援
- ✓ 役所の手続への同行
- ✓ 生活ルールのオリエンテーション
- ✓ 通訳や相談対応
- ✓ 定期面談
- ✓ 在留資格移行支援など

手間のかかる手続や支援は当組合が担い、貴社が本業に専念できる環境を整えます。

■ 会社概要・アクセス

正式な依頼後に開示

人材の課題はプロに任せ、 本業に専念できる環境づくりをお手伝いします。

特定技能外国人の採用から定着まで、登録支援機関がまるごと支援します。



建設



介護



物流



農業



製造

その他にも、多くの分野に対応しています。

こんなイメージがいいがまとまらないので
再デザイン希望

19分野全部乗せてもわかりづらいと思うので
主要分野だけ選びました。

デザイナーさんと協議して決めたい。

建設現場

介護施設

物流倉庫

農業

製造ライン

正式な依頼後に開示

■ 特定技能とは

特定技能は、深刻な人手不足が続く産業分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を持ち、**即戦力となる外国人材**を受け入れるための在留資格です。

私たちは、日本で働く意欲のある外国人材が長く安定して働ける環境をつくることで、企業の持続的な成長を支援します。



■ 育成就労（旧・技能実習）との比較

項目	特定技能1号	育成就労（旧・技能実習）
目的		
在留期間		
求められる技能水準		
転籍・転職		
受入れ人数枠		
支援・監理		

比較項目	特定技能1号	育成就労（2027年4月開始）
制度の目的	人手不足分野での即戦力となる人材の確保	人材の育成と確保
在留期間	原則 通算5年まで	原則3年
技能水準	一定の専門性・技能を有している	入国時は不要（3年間で特定技能1号の水準を目指す）
日本語能力	日本語試験に合格（N4程度）	就労開始までにN5程度（修了時にN4程度を目指す）
転籍・転職	同じ分野内で転職可能（他分野は試験合格が必要）	一定期間（1～2年）就労後、条件を満たせば同じ業務内で可能
家族帯同	不可	不可

企業の成長に
外国人材の力を



■ 支援内容

（特定技能1号の義務的支援）

外国人材が安心して働き続けられるよう、10の支援を実施します。

1

事前ガイダンス

労働条件・仕事内容・入国手続等の説明



2

出入国時の送迎

空港と住居等の間の送迎



3

住居の確保・生活に必要な契約支援

住居探し、銀行口座・携帯電話・ライ
フラインの手続など



4

生活オリエンテーション

日本の生活ルール・マナー・公共機関の利用方法



5

公的手続等への同行

住民登録・保険などの手続の同行



6

日本語学習の機会の提供

日本語教室の紹介・学習支援



7

相談・苦情への対応

生活・仕事の悩みなどの相談対応



8

日本人との交流促進

地域イベント等の案内・参加支援



9

転職時の支援

やむを得ない場合の転職活動の支援



10

定期的な面談・行政への報告

定期面談の実施、法令違反時の行政機
関への通報



上記は、出入国在留管理庁が定める「特定技能外国人に対する支援の10項目です。
当組合では、経験豊富なスタッフが、外国人材と企業の双方に寄り添った支援を行います。



■ にじ協同組合が選ばれる3つの理由

1

母国語のまま、
相談できる

ベトナム語・インドネシア語
など、各国の言語に対応。
外国人材も安心して相談
できます。



2

監理支援機関と
登録支援機関、
両方の許可を持つ

育成就労から特定技能まで、制度をま
たいでワンストップで支援。豊富な経験と
実績で、安心のサポートを提供します。



3

累計500名超の受入れ実績

100社以上の企業様、10か国の外国人材
を支えてきた経験があります。現場を
知るスタッフが、状況に合わせた支援
を行います。

※趣旨にあった写真

■ よくあるご質問

Q1

特定技能外国人のお給料は
どのくらいが相場ですか？

A.

22万円～が相場です。（R8年9月時点）
日本人同等以上の知遇が原則です。
業種や地域により変動します。

Q2

住居は、会社で用意しないと
いけませんか？

A.

必須ではありませんが、外国人単
独での賃貸契約は難しいのが実情で
す。会社名義で借りて寮とするなど
の企業側サポートが必要になります。
寮費はお給料より控除可能です。

Q3

特定技能外国人は、
転職ができるのですか？

A.

可能です。だからこそ雇用条件の
バランスを整え、「選ばれる職場」
にすることが定着の鍵となります。

その他のご質問はご相談ください。 お見積りは**無料**です。

■ 対応分野一覧（特定技能16分野）



■ 対応国一覧



上記以外の国にも対応可能です。
まずはお気軽にご相談ください。

※タイを追加

※リネンサプライ、物流倉庫、資源循環を追加し、19分野に変更